

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成26年1月23日(2014.1.23)

【公表番号】特表2013-513511(P2013-513511A)

【公表日】平成25年4月22日(2013.4.22)

【年通号数】公開・登録公報2013-019

【出願番号】特願2012-542550(P2012-542550)

【国際特許分類】

B 6 0 C 9/22 (2006.01)

B 6 0 C 9/00 (2006.01)

B 6 0 C 9/18 (2006.01)

【F I】

B 6 0 C 9/22 E

B 6 0 C 9/22 C

B 6 0 C 9/00 J

B 6 0 C 9/18 G

【手続補正書】

【提出日】平成25年11月27日(2013.11.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ラジアルカーカス補強材を備えたタイヤであって、一方の層から他方の層にクロス掛けされると共に周方向と10°～45°の角度をなす非伸長性補強要素の少なくとも2つの実働クラウン層で形成されたクラウン補強材を有し、前記クラウン補強材それ自体には半径方向にトレッドが被せられ、前記トレッドが、2つのサイドウォールによって2つのビードに連結され、前記クラウン補強材が周方向金属補強要素の少なくとも1つの層を有するタイヤにおいて、

前記周方向金属補強要素の層が、少なくとも1つの中央部分及び2つの軸方向外側部分から成り、前記周方向金属補強要素の少なくとも1つの層の前記中央部分の補強要素は、複数の区分に切断された補強要素であり、前記区分の長さは550mm未満であり、2つの連続して位置する前記区分の端相互間の距離は25mmを超え、前記区分の長さは2つの連続して位置する前記区分の端相互間の距離の1.1～1.3倍であり、前記2つ軸方向外側部分の補強要素は連続している、

ことを特徴とするタイヤ。

【請求項2】

前記区分の長さは、300mm未満であり、前記区分の長さは、前記2つの連続して位置する区分の端相互間の距離の6.5倍未満である、

請求項1記載のタイヤ。

【請求項3】

前記区分の長さは、95mmを超える、

請求項1又は2記載のタイヤ。

【請求項4】

前記2つの連続して位置する区分の端相互間の距離は、175mm未満である、

請求項1～3のいずれか1項に記載のタイヤ。

【請求項 5】

前記周方向補強要素の層の前記中央部分の軸方向幅は、 $0.15 \times S$ を超え且つ $0.5 \times S$ 未満である、

請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載のタイヤ。

【請求項 6】

前記周方向補強要素の層の前記軸方向外側部分の各々の軸方向幅は、 $0.45 \times S$ 未満である、

請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載のタイヤ。

【請求項 7】

前記周方向補強要素の層は、前記中央部分と前記軸方向外側部分との間の移行領域を有し、前記移行領域は、せいぜい金属補強要素を有し、前記移行領域の軸方向に測定した幅は、少なくとも 1.5 mm に等しい、

請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載のタイヤ。

【請求項 8】

前記周方向補強要素の層は、前記中央部分と前記軸方向外側部分との間の移行領域を有し、前記区分の周方向長さは、移行領域の軸方向外側の縁からその軸方向内側の縁に向かって減少すると共に / 或いは前記 2 つの連続して位置する区分の端相互間の距離は、移行領域の軸方向外側の縁からその軸方向内側の縁に向かって増大している、

請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載のタイヤ。

【請求項 9】

前記周方向補強要素の層は、前記中央部分と前記軸方向外側部分との間の移行領域を有し、前記周方向補強要素は、前記中央部分内において、前記軸方向外側部分内の間隔よりも大きな間隔を有し、前記移行領域中の間隔は、前記軸方向外側部分の間隔と前記中央部分の間隔との間の値のものである、

請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載のタイヤ。

【請求項 10】

区分を形成するよう切断された補強要素から成る 2 つの連続して位置し又は軸方向に隣り合った周方向補強要素は、互いに軸方向に向かい合った切断領域を備えていない、

請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載のタイヤ。